

目次	ページ	ページ	ページ
1. 行政職給料表	1	6. 病院企業職給料表(2)	3
2. 技能職給料表	2	7. 病院医療職給料表(1)	4
3. 医療職給料表	2	8. 病院医療職給料表(2)	4
4. 特定業務等従事任期付職員給料表	2	9. 病院医療職給料表(3)	5
5. 病院企業職給料表(1)	3	10. 水道企業職給料表(1)	5

1. 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	163	11.0	主事 技師 保育士 保健師 管理栄養士 計	139 6 8 8 2 163	425	28.7	主事級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	262	17.7	主事 技師 保育士 保健師 栄養士 計	206 27 15 10 4 262			
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	382	25.7	主任 主任(再任用フルタイム) 主任(再任用短時間) 計	335 2 45 382	382	25.7	主任級
4級	主査の職務	335	22.6	主査 所長 主査(再任用フルタイム) 所長(再任用フルタイム) 調整幹 計	321 4 8 1 1 335	335	22.6	主査級
5級	主幹の職務	220	14.8	主幹 所長 計	212 8 220	220	14.8	主幹級
6級	課長又は担当課長の職務	69	4.6	課長 担当課長 館長 所長 分署長 副署長 事務局次長 計	29 20 3 7 6 2 2 69	69	4.6	課長級
7級	部の次長、担当次長又は参事の職務	31	2.1	次長 参事 担当次長 消防署長 事務局次長 計	13 13 1 2 2 31	31	2.1	次長級
8級	部長、担当部長、会計管理者又は消防長の職務	22	1.5	部長 担当部長 局長 室長 消防長 会計管理者 計	12 5 2 1 1 1 22	22	1.5	部長級
合 計		1,484	100.0					

2. 技能職給料表

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		(人)	(%)	職 名	(人)
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0		
				計	0
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	7	100.0	一般用務員	3
				ホームヘルパー	4
				計	7
	合 計	7	100.0		

3. 医療職給料表

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		(人)	(%)	職 名	(人)
1級	教務の職務	0	0.0		0
				計	0
2級	困難な業務を処理する教務の職務	0	0.0		0
				計	0
3級	相当困難な業務を処理する教務の職務	0	0.0		0
				計	0
4級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を処理する教務の職務	9	81.8	教務主任	6
				計	9
5級	教務主任の職務	1	9.1	教務主任	1
				計	1
6級	学校長又は副学校長の職務	1	9.1	副学校長	1
				計	1
	合 計	11	100.0		

4. 特定業務等従事任期付職員給料表

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		(人)	(%)	職 名	(人)
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0		
				計	0
2級	困難な業務を行う職務	0	0.0		
				計	0
3級	特に困難な業務を行う職務	3	100.0	主任	1
				自動車運転士(短時間)	2
				計	3
	合 計	3	100.0		

5. 病院企業職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0		0	6	13.3	主 事 級
				計	0			
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	6	13.3	主事 技師	5 1			
				計	6			
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	15	33.4	主任	15	15	33.4	主 任 級
				計	15			
4級	主査の職務	11	24.4	主査	11	11	24.4	主 査 級
				計	11			
5級	主幹の職務	8	17.8	主幹	8	8	17.8	主 幹 級
				計	8			
6級	課長又は担当課長の職務	3	6.7	課長	3	3	6.7	課 長 級
				計	3			
7級	部の次長、担当次長又は参事の職務	1	2.2	次長	1	1	2.2	次 長 級
				計	1			
8級	部長又は担当部長の職務	1	2.2	部長	1	1	2.2	部 長 級
				計	1			
	合 計	45	100.0					

6. 病院企業職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		(人)	(%)	職 名	(人)
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0		
				計	0
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	2	100.0	助手(再任用短時間) 給食調理員	1 1
				計	2
合 計		2	100.0		

7. 病院医療職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		(人)	(%)	職 名	(人)
1級	医療業務を行う職務	14	17.3	医師	14
				計	14
2級	医長の職務	14	17.3	医長	14
				計	14
3級	各科部長及びセンター長の 職務	26	32.1	部長	26
				計	26
4級	診療統括部長、中央診療部 長、薬剤部長、副診療統括部 長、副中央診療部長、副薬剤 部長及び主任部長の職務	23	28.4	診療部長	1
				副診療部長	1
				中央診療部長	1
				副中央診療部長	1
				主任部長	19
				計	23
5級	病院長、副院長及び医療部 長の職務	4	4.9	病院長	1
				副院長	3
				計	4
	合 計	81	100.0		

8. 病院医療職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		(人)	(%)	職 名	(人)
1級	技師の職務	3	3.2	技師	1
				薬剤師	2
				計	3
2級	知識又は経験を必要とする業 務を行う技師の職務	36	38.7	技師	24
				栄養士	4
				薬剤師	2
				主任	2
				技師(再任用フルタイム)	3
				栄養士(再任用短時間)	1
				計	36
3級	1 主任の職務	50	53.8	主任	32
	2 高度の知識又は経験を必 要とする業務を行う技師の 職務			主任(再任用フルタイム)	2
				技師	6
				薬剤師	8
				栄養士	1
				臨床心理士	1
				計	50
4級	科長の職務	4	4.3	科長	4
				計	4
5級	副中央診療部長、副薬剤部 長及び情報管理室長の職務	0	0.0		
				計	0
	合 計	93	100.0		

9. 病院医療職給料表(3)

春日部市

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		(人)	(%)	職 名	(人)
1級	技師の職務	163	43.8	看護師 助産師	158 5
				計	163
2級	困難な業務を処理する技師 の職務	51	13.7	看護師 主任 助産師 看護師(再任用フルタイム) 看護師(再任用短時間)	47 2 2 0
				計	51
3級	1 主任の職務 2 相当困難な業務を処理す る技師の職務	49	13.1	主任 看護師 助産師	4 43 2
				計	49
4級	1 困難な業務を処理する主 任の職務 2 特に困難な業務を処理す る技師の職務	90	24.1	主任 主任(再任用フルタイム) 看護師 助産師	25 4 55 6
				計	90
5級	看護師長、在宅医療室長及 び医療安全管理室長の職務	15	4.0	看護師長	15
				計	15
6級	副院長、看護部長及び副看 護部長の職務	5	1.3	看護部長 副看護部長	1 4
				計	5
合 計		373	100.0		

10. 水道企業職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に 規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	2	6.4	主事	2	3	9.8	主事級
				計	2			
2級	知識又は経験を必要とする業 務を行う職務	1	3.4	技師	1	9	30.0	主任級
				計	1			
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必 要とする業務を行う職務	9	30.0	主任 主任(再任用短時間)	8 1	9	30.0	主査級
				計	9			
4級	主査の職務	9	30.0	主査	9	9	30.0	主幹級
				計	9			
5級	主幹の職務	6	20.0	主幹	6	6	20.0	課長級
				計	6			
6級	課長又は担当課長の職務	1	3.4	課長	1	1	3.4	次長級
				計	1			
7級	部の次長、担当次長又は参 事の職務	1	3.4	次長	1	1	3.4	部長級
				計	1			
8級	部長又は担当部長の職務	1	3.4	部長	1	1	3.4	
				計	1			
合 計		30	100.0					